

13. 事業所税及び都市計画税が充てられる都市環境整備事業等に要する経費

(単位 千円)

区分	事業費	一般財源
道路・街路等整備事業	3,631,462	848,687
公園整備事業	341,357	151,457
市街地再開発事業	7,199,292	559,656
教育文化施設整備事業	2,421,134	513,053
社会福祉施設等整備事業	84,823	21,187
消防施設整備事業	618,273	2,273
住宅施設整備事業	260,430	19,910
その他の事業	1,981,589	1,703,423
対象事業に係る公債費	8,594,352	8,419,466
計	25,132,712	12,239,112

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充て、都市計画税は、「都市計画法」に基づいて行う都市計画事業または「土地区画整理法」に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てられます。

- ・事業所税の課税対象 市内の事業所用家屋の課税対象床面積合計が1,000㎡を超えるまたは市内の課税対象従業者数合計が100人を超える法人、個人
- ・都市計画税の課税対象 市街化区域内の土地及び家屋

【歳入】市税のうち事業所税及び都市計画税 9,488,337 千円
 【歳出】都市環境整備事業等に要する経費 25,132,712 千円
 (うち一般財源 12,239,112 千円)